

日本脊椎脊髄ドック協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当協会は、日本脊椎脊髄ドック協会と称し、英文では「The Japan Spine Dock Society」と表記する。

(目的)

第2条 当協会は、脊椎ドックの水準と有効性の向上を図り、これを普及させることで、脊椎脊髄領域の専門医師による脊椎脊髄疾患の適切な予防、診断、治療を推進し、これらにより国民の脊椎脊髄疾患の予防と治療に対する意識を高め、国民の健康を守っていくことを目的とする。

(2)当協会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、研修会、講習会、講演会などの開催
2. 脊椎ドックのガイドライン策定と検証
3. 脊椎ドック実施施設の公開
4. 脊椎脊髄疾患予防に関する啓発
5. その他必要な事業

(本部・事務局の所在地)

第3条 当協会は、本部並びに事務局を愛知県犬山市五郎丸にあるあいちせぼね病院に置く。

(事務局には局長を置く。上記病院の磯谷 智が局長を務める。)

(機関)

第4条 当協会は、理事会を置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 当協会の会員は、当協会の目的に賛同し、その達成に協力する医師及びその他の医療従事者などの個人、医療施設、企業、団体とする。

(入会)

第6条 当協会の会員となるには、当協会所定の入会申込方法により入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(協会入会金並びに協会年会費)

第7条 会員は、協会入会金並びに協会年会費を支払うが、金額については、別途定める会則施行細則によるものとする。

(医療施設の当協会への入会並びに施設名の公開)

第8条 当協会は、脊椎ドック実施施設の入会承認並びに施設名の公開を行うが、入会申込手続きや公開基準などについては、別途定めることとする。

(名簿)

第9条 当協会は、各会員の氏名または名称及び住所を記載した「名簿」を作成する。

(2)各会員に対する通知または催告は、名簿に記載した住所にあてて行う。

(退会)

第10条 各会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1. 各会員本人の退会の申し出
2. 死亡又は解散
3. 除名

(2)各会員の除名は、正当な事由があるときに限り、理事会の決議によってすることができる。

第3章 役員等

(理事の員数)

第11条 当協会の理事の員数は、次のとおりとする。

理事 3名以上

(代表理事)

第12条 当協会に理事長(=協会長)1名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

(2)理事長(=協会長)は、代表理事とする。

(3)理事長(=協会長)は、当協会の業務を総理する。

(4)理事長(=協会長)が、病気その他の事情により職務の遂行が困難な場合は、理事会の決議により一時的に代理を置き、職務を補佐又は代行させることができる。

(名誉協会長、副協会長及び事務総長)

第13条 名誉協会長、副協会長及び事務総長は、当協会の理事を兼務する。

(理事の任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

(2)任期終了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(3)増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(顧問)

第15条 当協会に顧問を置くことができる。顧問は、理事の諮問に応え、理事に対し意見を述べることができる。

(事務局及び職員)

第16条 当協会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置くことができる。職員は、理事長(=協会長)または事務総長が任免する。また、職員の中に事務総長を補佐するための局長を置く。磯谷智が局長を務める。

第4章 理事会

(招集)

第17条 理事会は、理事長(=協会長)がこれを招集し、会日の1週間前までに全ての理事に招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(2)理事長(=協会長)に事故若しくは支障があるときは、理事長(=協会長)があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

(招集手続きの省略)

第18条 理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第19条 理事会の議長は、理事長(=協会長)がこれに当たる。ただし、理事長(=協会長)に事故若しくは支障があるときは、理事長(=協会長)があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わる。

(理事会の決議)

第20条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の出席もしくは書面による意思表示により、理事の過半数をもって行う。

(理事会議事録)

第21条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の理事会への提出等)

第23条 毎事業年度、計算書類及び事業報告書は理事会の承認を受けなければならない。

第6章 解散及び清算

(解散の事由)

第24条 当協会は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 理事会の決議
2. 理事が欠けたこと
3. 合併(合併により当協会が消滅する場合)